

北九州市循環型社会形成推進基本計画(見直し案)の修正内容について

1 パブリックコメントを受けての修正

(1) III 基本理念と計画の視点に関すること

ページ	新	旧
4	<p>2 計画の視点</p> <p>① 「最適な『地域循環圏』の構築」</p> <p><u>自然から取り出す資源を大切に利用し、</u>循環資源の性質に応じ、地域特性を踏まえて、海外も含めた最適な規模の循環圏を形成していくことが必要です。</p> <p>「ものづくりのまち」として発展してきた本市は、エコタウンをはじめ、先進的な廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等を有しており、さまざまな規模の地域循環圏の中心となることが求められます。<u>さらに、このように本市が有する技術や都市構造の特性を活かして、長寿命で環境負荷の少ない都市を目指すとともに、低炭素で豊かな生活ができるストック型都市づくりを、平成28年度中に策定する「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」等と連携しながら、推進する必要があります。</u></p> <p>※パブリックコメントNo. 5の反映</p>	<p>本市においては、循環資源の性質に応じ、地域特性を踏まえて、海外も含めた最適な規模の循環圏を形成していくことが必要です。</p> <p>「ものづくりのまち」として発展してきた本市は、エコタウンをはじめ、先進的な廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等を有しており、さまざまな規模の地域循環圏の中心となることが求められます。</p>

(2) VII 取組みの方向性に関すること

①最適な「地域循環圏」の構築

ページ	新	旧
19	<p>(1)家庭ごみの減量化・資源化の推進 ク.古着の分別・リサイクル事業の推進</p> <p>回収した古着は、主に自動車の内装材にリサイクルされ、一部の再使用可能なものは、衣類としてリユースされています。市民の利便性を高め、本事業を一層推進するため、市民センターでの回収など、地域が回収に取り組みやすくなる仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>また、本市を中核とした古着の地域循環システムを確立するため、<u>市民団体・事業者の活動</u>や周辺都市とも連携しながら取組みを進めます。</p> <p>※パブリックコメントNo. 30の反映</p>	<p>回収した古着は、主に自動車の内装材にリサイクルされ、一部の再使用可能なものは、衣類としてリユースされています。市民の利便性を高め、本事業を一層推進するため、市民センターでの回収など、地域が回収に取り組みやすくなる仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>また、本市を中核とした古着の地域循環システムを確立するため、周辺都市とも連携しながら取組みを進めます。</p>

ページ	新	旧
21,22	<p>(1) 家庭ごみの減量化・資源化の推進 ソ. ごみ出しルールの徹底と、ごみの減量・資源化の推進</p> <p>家庭ごみについては、地域の要望などに沿った柔軟なステーションの配置、地域の独自ルールへの支援、地域で解決が難しい課題への指導やPRへの取組などを行います。特に地域への支援として、防鳥ネットをはじめ、ステーションの適切な管理のための用具の無償貸与や購入助成に取り組んでいきます。</p> <p>※パブリックコメントNo. 20の反映</p>	<p>家庭ごみについては、地域の要望などに沿った柔軟なステーションの配置、地域の独自ルールへの支援、地域で解決が難しい課題への指導やPRへの取組などを行います。特に地域への支援として、防鳥ネットをはじめ、ステーションの適切な管理のための用具の無償貸与や購入助成に取り組んでいきます。</p> <p><u>事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適正な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化していきます。</u></p>
22,23	<p>(2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進 ア. ごみ出しルールの徹底と、ごみの減量・資源化の推進</p> <p>ごみ出しルールについては、平成27年4月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の4つの視点から具体的な施策に取り組んでいきます。</p> <p>事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適正な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化していきます。</p> <p>※パブリックコメントNo. 20の反映</p>	<p>ア. <u>ごみ出しルールの徹底と、ごみの減量・資源化の推進(再掲)</u></p> <p>ごみ出しルールについては、平成27年4月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の4つの視点から具体的な施策に取り組んでいきます。</p> <p><u>家庭ごみについては、地域の要望などに沿った柔軟なステーションの配置、地域の独自ルールへの支援、地域で解決が難しい課題への指導やPRへの取組などを行います。特に地域への支援として、防鳥ネットをはじめ、ステーションの適切な管理のための用具の無償貸与や購入助成に取り組んでいきます。</u></p> <p>事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適正な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化していきます。</p>

②低炭素社会、自然共生社会への貢献

ページ	新	旧
37	<p>(2) 環境教育、普及啓発の充実 ウ. 環境学習の推進</p> <p>その他の取組みとして、環境首都検定の実施や、環境教育副読本と環境教育ワークブック「みどりのノート」の配布、環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成などを行い、<u>幼少期をはじめとしたあらゆる世代における環境教育を進め、</u>市民環境力の向上を目指します。</p> <p>※パブリックコメントNo. 73～76の反映</p>	<p>その他の取組みとして、環境首都検定の実施や、環境教育副読本と環境教育ワークブック「みどりのノート」の配布、環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成などを行い、市民環境力の向上を目指します。</p>

2 その他の修正

(1) II 計画策定の趣旨等に関すること

ページ	新	旧
2	<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>このような中、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組みに「低炭素」、「自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す次期計画として、「<u>北九州市循環型社会形成推進基本計画</u>」を平成23年に策定しました。</p> <p>※文言の修正</p>	<p>このような中、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組みに「低炭素」、「自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す次期計画を平成23年に策定しました。</p>

(2) VII 取組みの方向性に関すること

①最適な「地域循環圏」の構築

ページ	新	旧
27	<p>(3)ごみ処理施設の今後のあり方 ア.ごみ処理施設の機能維持・向上</p> <p>特に、焼却工場については、安定的・効率的な処理を確保するため、今後も引き続き、最適な工場体制のあり方について検討を行います。</p> <p>※文言の修正</p>	<p>特に、焼却工場については、安定的・効率的な処理を確保するため、<u>当面は3工場体制を維持しつつ</u>、今後も引き続き、最適な工場体制のあり方について検討を行います。</p>
27	<p>(3)ごみ処理施設の今後のあり方 ア.ごみ処理施設の機能維持・向上</p> <p>また、日明粗大ごみ資源化センターも老朽化が進んでおり、<u>使用年限の到来を見据え</u>、今後の施設のあり方を様々な角度から検討します。</p> <p>※文言の修正</p>	<p>また、日明粗大ごみ資源化センターも老朽化が進んでおり、<u>平成33年度頃に使用年限を迎えることから</u>、今後の施設のあり方を様々な角度から検討します。</p>

ページ	新	旧
29,30	<p>(4)ごみ処理の広域連携 本市では、「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」における中核都市として、地域全体の環境保全・循環型社会の構築に向け、本市のごみ処理施設の処理能力の余裕やエコタウン事業で蓄積された先進的な技術・民間リサイクル施設の集積等を活用し、期間を定めて、他都市の一般廃棄物の広域的な受入れを実施して<u>きました。</u></p> <p>一般廃棄物の処理については、循環型社会・低炭素社会のさらなる推進、地域の安定的・効率的な処理体制の構築に向け、広域的な取組みの必要性がさらに高まっています。</p> <p><u>また、広域行政については、一定の圏域の市町村がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図る、「連携中枢都市圏構想」という都市間連携の新たな枠組みが構築されました。</u></p> <p><u>このような状況の中、本市では、これまでの「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」に代わり、「連携中枢都市圏構想」に基づく北九州都市圏域の形成を目指し、圏域の将来像や連携協約に基づき推進する具体的な取組みをまとめた「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（平成28年4月）」を策定し、周辺自治体と連携しながら取組みを進めていくこととしています。一般廃棄物の広域的な受入れについても、この枠組みを基に進めていきます。</u></p> <p>ア. 一般廃棄物の広域的な受入れ 本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結しています。また、受入れの前提として、当該団体の首長、議会からの要請を受け、次の三原則に適合していることを毎年度確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市のごみ処理に支障がないこと ○ 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと ○ 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること <p>新たに「連携中枢都市圏」を中心とした自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討します。</p> <p>なお、ごみ処理施設については、広域的な受入れ処理を行うことを<u>視野に入れ、整備の検討を進めます。</u></p> <p>また、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、地域循環圏を構築する観点から、積極的に推進します。</p> <p>※文言の修正</p>	<p>本市では<u>現在</u>、「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」における中核都市として、地域全体の環境保全・循環型社会の構築に向け、本市のごみ処理施設の処理能力の余裕やエコタウン事業で蓄積された先進的な技術・民間リサイクル施設の集積等を活用し、期間を定めて、他都市の一般廃棄物の広域的な受入れを実施しています。</p> <p>本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結しています。</p> <p>また、受入れの前提として、当該団体の首長、議会からの要請を受け、次の三原則に適合していることを毎年度確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市のごみ処理に支障がないこと ○ 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと ○ 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること <p>ア. 一般廃棄物の広域的な受入れ 一般廃棄物の処理については、循環型社会・低炭素社会のさらなる推進、地域の安定的・効率的な処理体制の構築に向け、広域的な取組みの必要性がさらに高まっています。</p> <p><u>一方、本市では、現在の「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」に代わる新たな都市間連携の枠組みとして、「連携中枢都市圏構想」に基づく「北九州都市圏域」の形成を目指し、周辺自治体と協議を進めています。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえ、今後は新たな「連携中枢都市圏構想」に基づく取組みとなることを想定し、現在の広域処理を引き続き実施することとします。</u></p> <p>新たに「連携中枢都市圏」を中心とした自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討します。</p> <p>なお、ごみ処理施設については、広域的な受入れ処理を行うことを<u>前提にして整備を進めます。</u>また、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、地域循環圏を構築する観点から、積極的に推進します。</p>

②低炭素社会、自然共生社会への貢献

ページ	新	旧
36	<p>(2)環境教育、普及啓発の充実 イ. 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進</p> <p>そのため、協議会では、平成28年3月に北九州地域のESD推進計画として、新たな「北九州ESDアクションプラン」を策定しました。</p> <p>※文言の修正</p>	<p>現在、協議会では、北九州地域のESD推進計画として、新たな「北九州ESDアクションプラン」の策定を進めています。</p>